平成２５年（フ）第１８４号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次490番地３　栄城ハイツ201
債務者　橋口　大樹
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
大分市富士見が丘東３丁目７番２号、申立時の住所大分市大字森289番地　グレイス若宮A202
債務者　秋好　　昇
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
大分市新栄町７番29号
債務者　秋好加代子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅220棟13号
債務者　川越　喜仁
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1735番地20
債務者　高木　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
岩手県北上市町分２地割346番地
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４３号
岩手県花巻市東町10番32号
債務者　新山　和子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４４号
岩手県花巻市下小舟渡98番地３　シティハイム小舟渡103号、旧住所岩手県花巻市二枚橋町南１丁目35番地４　高橋方
債務者　小野寺昭則
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１１０号
秋田市東通館ノ越５番26号　伊藤方
債務者　加藤　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
茨城県牛久市中央３丁目12番地３　グランセレッソ参番館402、前住所茨城県龍ケ崎市宮渕町20番地
債務者　吉幡　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
長野市稲里町下氷鉋1430番地　フレグランスひがのＥ―101
債務者　山﨑　志信（旧姓安野）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
長野県松本市大字神林5656番地２
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５６号
長野県茅野市玉川8538番地10
債務者　差出　正和
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目10番36号
債務者　堺　はつみ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９７号
奈良市横井１丁目623番地の２　57号
債務者　内田　宏幸
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番810号
債務者　倉田　　輝
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
兵庫県宝塚市向月町14番23号
債務者　比嘉　孝男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係